

論点整理ペーパー及び農薬専門調査会体制

(平成 24 年 4 月農薬専門調査会決定)

(食品健康影響評価を実施する部会を指定する農薬)	頁
エトキシスルフロン	1
プロメトリン	4
農薬専門調査会体制 (平成 24 年 4 月農薬専門調査会決定)	7

【参考】

(幹事会で食品健康影響評価を実施する農薬)	
ヘプタクロル	8
(部会で ADI が決定し幹事会へ報告する農薬)	
アセトクロール	11
フェノブカルブ	14
フルバリネート	17
(既に食品健康影響評価の結果を有している農薬)	
メトコナゾール	20

エトキシスルフロン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定基準	スルホニルウレア系	分岐アミノ酸であるバリン、ロイシン、イソロイシンの生合成阻害に関与する ALS の作用を阻害	除草剤	・ 農薬抄録 ・ 豪州資料

【試験成績の概要】

1. 動物体内運命試験の結果、経口単回投与後の血漿中濃度は低用量群で 1～2 時間後に、高用量群で 2～6 時間後に最高値に達し、投与後 48 時間の吸収率は少なくとも 90%と算出された。投与後 168 時間の尿及び糞中に 92.1～99.7%TAR が排泄され、主要排泄経路は尿中であつた。臓器及び組織中の残留放射能濃度は、 T_{max} 付近では胃、胃内容物、消化管及び消化管内容物で高かつたが、経時的に減少し、特定の臓器及び組織への蓄積傾向は認められなかつた。尿糞及び胆汁中の主要代謝物は IV 抱合体、IV、VI 等であつた。
2. 水稻及びさとうきびを用いた植物体内運命試験の結果、可食部への移行は僅かであつた。また、いずれの植物試料中にも 10%TRR を超えて検出された代謝物は認められなかつた。
3. 主各種毒性試験結果から、エトキシスルフロン投与による影響として、主に体重増加抑制等が認められた。
4. 繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかつた。
5. 2 年間慢性毒性/発がん性試験において、雌ラットで子宮腺癌の発生頻度が増加したが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

【評価を受ける部会】：評価第二部会

エトキシスルフロン (ETHOXY SULFURON)

[illegible]

エトキシスルフロン(ETHOXYSLUFURON)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉	0.05	海外					0.05				5						
豚の筋肉	0.05	海外					0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05	海外					0.05				5						
牛の脂肪	0.05	その他									6-3	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪	0.05	その他									6-3						
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.05	その他									6-3						
牛の肝臓	0.05	海外					0.05				5						
豚の肝臓	0.05	海外					0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	海外					0.05				5						
牛の腎臓	0.05	海外					0.05				5						
豚の腎臓	0.05	海外					0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	海外					0.05				5						
牛の食用部分	0.05	海外					0.05				5						
豚の食用部分	0.05	海外					0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	海外					0.05				5						
乳	0.01	海外					0.01				5						
鶏の筋肉																	
その他の家禽の筋肉																	
鶏の脂肪																	
その他の家禽の脂肪																	
鶏の肝臓																	
その他の家禽の肝臓																	
鶏の腎臓																	
その他の家禽の腎臓																	
鶏の食用部分																	
その他の家禽の食用部分																	
鶏の卵																	
その他の家禽の卵																	
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類																	
はちみつ																	

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

©厚生労働省, 2005. All rights reserved.

プロメトリン

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定基準	s-トリアジン系(メチルチオ型)	光合成電子伝達系の阻害作用	除草剤	・ 農薬抄録 ・ EPA 資料

【試験成績の概要】

1. ^{14}C で標識されたプロメトリンのラットを用いた動物体内運命試験の結果、プロメトリンは8時間後に C_{max} に達した。プロメトリンの吸収率は少なくとも 91.6% と算出された。プロメトリンの主要排泄経路は胆汁中であり、投与後 168 時間に尿及び糞中に 86～98% が排泄された。未変化のプロメトリンは尿中には 4.7%TRR、糞中に 0.9%TAR 排泄された。代謝物は尿中に B の *N*-アセチルシステイン抱合体、O、K、S 等、糞中で B、K、I、P 等、胆汁中でプロメトリンのグルタチオン抱合体、B、C 等が認められた。
2. ^{14}C で標識されたプロメトリンを用いた植物体内運命試験の結果、稲における主要成分は代謝物 I、セルリーにおいては、C 及び P2/P4、わたにおいては未変化のプロメトリンであった。10%TRR を超える代謝物として C 及び P2/P4(セルリー)並びに H (わた及びだいず) が検出された。
3. プロメトリン投与による影響は、主に体重(増加抑制)、血液(RBC、Hb 及び Ht 減少)、腎臓(重量増加)に認められた。
4. 発がん性、繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。
5. ラット及びウサギを用いた発生毒性試験において、母動物に影響が認められる用量で腎乳頭短小化(ラット)及び水頭症(ウサギ)が認められた。

【評価を受ける部会】：評価第一部会

プロメトリン(PROMETRYN)

[illegible]

プロメトリン(PROMETRYN)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉	0.05	海外					0.05				5						
豚の筋肉	0.05	海外					0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.05	海外					0.05				5						
牛の脂肪	0.05	その他									6-3	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪	0.05	その他									6-3						
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.05	その他									6-3						
牛の肝臓	0.05	海外					0.05				5						
豚の肝臓	0.05	海外					0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	海外					0.05				5						
牛の腎臓	0.05	海外					0.05				5						
豚の腎臓	0.05	海外					0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.05	海外					0.05				5						
牛の食用部分	0.05	海外					0.05				5						
豚の食用部分	0.05	海外					0.05				5						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	海外					0.05				5						
乳	0.05	海外					0.05				5						
鶏の筋肉																	
その他の家禽の筋肉																	
鶏の脂肪																	
その他の家禽の脂肪																	
鶏の肝臓																	
その他の家禽の肝臓																	
鶏の腎臓																	
その他の家禽の腎臓																	
鶏の食用部分																	
その他の家禽の食用部分																	
鶏の卵																	
その他の家禽の卵																	
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類																	
はちみつ																	

※留意事項※

※小麦、大豆、小豆類、とうもろこしは、参考基準国からの輸入が多くを占めることから、海外基準を採用。

※表の見方他※

・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。

・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。

・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。

・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。

・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。

・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。

・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

©厚生労働省, 2005. All rights reserved.

農薬専門調査会体制 (平成24年4月農薬専門調査会決定) (平成25年4月最終改訂)

幹事会

農薬専門調査会座長、各部会座長、各部会座長代理、座長が指名した者

幹事会

納屋 聖人	《座長》		
西川 秋佳	《副座長》		
赤池 昭紀		長野 嘉介	
上路 雅子		本間 正充	
三枝 順三		松本 清司	
永田 清		吉田 緑	

審議結果を幹事会に報告

評価第一部会

- 山崎 浩史
(昭和薬科大教授・動物代謝)
- 上路 雅子 《座長》
(日植防技術顧問・植物代謝)
- 相磯 成敏
(バイオアッセイ研部長・毒性)
- 赤池 昭紀 《副座長》
(名古屋大教授・神経毒性)
- 津田 修治
(岩手県環境保健研究センター・毒性)
- 義澤 克彦
(関西医科大講師・毒性)
- 福井 義浩
(徳島大教授・生殖)
- 堀本 政夫
(千葉科学大教授・生殖)
- 若栗 忍
(秦野研研究員補・遺伝毒性)

評価第二部会

- 細川 正清
(千葉科学大学部長・動物代謝)
- 腰岡 政二 (新任)
(日本大教授・植物代謝)
- 泉 啓介
(徳島大教授・毒性)
- 藤本 成明
(広島大准教授・毒性)
- 松本 清司 《副座長》
(信州大教授・毒性)
- 吉田 緑 《座長》
(国衛研室長・毒性)
- 桑形 麻樹子
(秦野研室長・生殖)
- 根岸 友恵
(岡山大准教授・遺伝毒性)
- 本間 正充
(国衛研部長・遺伝毒性)

評価第三部会

- 永田 清
(東北薬科大教授・動物代謝)
- 田村 廣人
(名城大教授・植物代謝)
- 浅野 哲
(国際医療福祉大教授・毒性)
- 小野 敦
(国衛研主任研究官・毒性)
- 三枝 順三 《座長》
(元JST技術参事・毒性)
- 納屋 聖人 《副座長》
(安評センター理事・生殖)
- 八田 稔久
(金沢医科大教授・生殖)
- 佐々木 有
(八戸高専教授・遺伝毒性)
- 増村 健一
(国衛研室長・遺伝毒性)

評価第四部会

- 玉井 郁巳
(金沢大教授・動物代謝)
- 根本 信雄
(富山大名誉教授・動物代謝)
- 與語 靖洋
(農環研研究コーディネータ・植物代謝)
- 川口 博明
(鹿児島大准教授・毒性)
- 長野 嘉介 《副座長》
(元バイオアッセイ研副所長・毒性)
- 西川 秋佳 《座長》
(国衛研安全性研究センター長・毒性)
- 山手 丈至
(大阪府立大教授・毒性)
- 代田 真理子
(麻布大教授・生殖)
- 森田 健
(国衛研室長・遺伝毒性)

専門参考人

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ○太田 敏博
(東京薬科大教授・遺伝毒性) | ○高木 篤也
(国衛研室長・毒性) | ○林 真
(安評センター理事長・遺伝毒性) |
| ○小澤 正吾
(岩手医科大教授・動物代謝) | ○中塚 敏夫*
(JST主任調査員・生殖) | ○平塚 明
(東京薬科大教授・動物代謝) |

* 平成24年12月から

ヘプタクロル

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
暫定基準	有機塩素系	GABA 受容体への作用から神経を興奮させ痙攣を起こす	殺虫剤	海外評価書 (JMPR、IPCS、EU 及び米国)

【試験成績の概要】

1. 暫定基準の改正。暫定基準は別添のとおり。

【事務局における気づきの点など】

1. ラットを用いた動物体内運命試験において、経口投与後 10 日間で 60%TAR が糞中に、6%TAR が尿中に排泄された。脂肪中に高濃度検出され、そのほか、肝臓、腎臓及び筋肉中で低濃度検出された。主要代謝物として糞中に代謝物 I、II、III 及び IV が認められた。
2. 乳牛を用いた畜産物残留試験の結果、乳汁中のヘプタクロル及び/又は代謝物 I は 0.0027～1.66 µg/g、脂肪中では 0.017～1.53 µg/g であった。
3. 植物体内運命試験の結果、植物体中の主成分としてヘプタクロル及び代謝物 I が認められた。
4. ヘプタクロル及び代謝物 I の投与による影響は、主に神経症状（行動変化、興奮性及び自律神経系作用等）及び肝臓（肝細胞肥大及び結節性過形成等）に認められた。ラットを用いた発がん性試験において甲状腺ろ胞上皮細胞腫瘍の発生頻度増加が、マウスを用いた発がん性試験において、肝細胞癌と結節性病変の合計発生頻度の増加が認められた。
5. 催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。

ヘプタクロル (HEPTACHLOR)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
農産物に係る基準値												みかん	0.01	Codex			0.01		0.01			2	
米(玄米)	0.02	Codex			0.02		0.02		0.01		2	なつみかん											
小麦	0.02	Codex			0.02		0.02		0.01		2	なつみかんの外果皮											
大麦	0.02	Codex			0.02		0.02		0.01		2	なつみかんの果実全体	0.01	Codex			0.01		0.01		0.01		2
ライ麦	0.02	Codex			0.02		0.02		0.01		2	レモン	0.01	Codex			0.01		0.01		0.01		2
とうもろこし	0.02	Codex			0.02		0.05		0.01		2	オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.01	Codex			0.01		0.01		0.01		2
そば	0.02	Codex			0.02		0.02		0.01		2	グレープフルーツ	0.01	Codex			0.01		0.01		0.01		2
その他の穀類	0.02	Codex			0.02		0.02		0.01		2	ライム	0.01	Codex			0.01		0.01		0.01		2
												その他のかんきつ類果実	0.01	Codex			0.01		0.01		0.01		2
大豆	0.02	海外					0.02		0.01		5	りんご	0.01	海外							0.01		5
小豆類	0.03	海外					0.05		0.01		5	日本なし	0.01	海外							0.01		5
えんどう	0.03	海外					0.05		0.01		5	西洋なし	0.01	海外							0.01		5
そら豆	0.03	海外					0.05		0.01		5	マルメロ	0.01	海外							0.01		5
らっかせい	0.01	海外					0.01		0.01		5	びわ	0.01	海外							0.01		5
その他の豆類	0.03	海外					0.05		0.01		5												
ばれいしょ	0.03	海外					0.05		0.01		5	もも	0.01	海外							0.01		5
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03	海外					0.05		0.01		5	ネクタリン	0.01	海外							0.01		5
かんしょ	0.03	海外					0.05		0.01		5	あんず(アプリコットを含む。)	0.01	海外							0.01		5
やまいも(長いものをいう。)	0.03	海外					0.05		0.01		5	すもも(プルーンを含む。)	0.01	海外							0.01		5
こんにゃくも	0.03	海外					0.05		0.01		5	うめ	0.01	海外							0.01		5
その他のいも類	0.03	海外					0.05		0.01		5	おうとう(チェリーを含む。)	0.01	海外							0.01		5
てんさい	0.03	海外					0.05		0.01		5	いちご	0.01	海外							0.01		5
さとうきび	0.02	海外					0.02				5	ラズベリー	0.01	海外							0.01		5
												ブラックベリー	0.01	海外							0.01		5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.03	海外					0.05		0.01		5	ブルーベリー	0.01	海外							0.01		5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.03	海外					0.05		0.01		5	クランベリー	0.01	海外							0.01		5
かぶ類の根	0.03	海外					0.05		0.01		5	ハuckleberry	0.01	海外							0.01		5
かぶ類の葉	0.03	海外					0.05		0.01		5	その他のベリー類果実	0.01	海外							0.01		5
西洋わさび	0.03	海外					0.05		0.01		5												
クレソン	0.03	海外					0.05		0.01		5	ぶどう	0.01	海外							0.01		5
はくさい	0.03	海外					0.05		0.01		5	かき	0.01	海外							0.01		5
キャベツ	0.03	海外					0.05		0.01		5	バナナ	0.01	海外							0.01		5
芽キャベツ	0.03	海外					0.05		0.01		5	キウイ	0.01	海外							0.01		5
ケール	0.03	海外					0.05		0.01		5	パパイア											
ごまつな	0.03	海外					0.05		0.01		5	アボカド	0.01	海外							0.01		5
きょうな	0.03	海外					0.05		0.01		5	ハイナツプル	0.01	Codex			0.01		0.01		0.01		2
チンゲンサイ	0.03	海外					0.05		0.01		5	グアバ	0.01	海外							0.01		5
カリフラワー	0.03	海外					0.05		0.01		5	マンゴー	0.01	海外							0.01		5
フロッコリー	0.03	海外					0.05		0.01		5	パッションフルーツ	0.01	海外							0.01		5
その他のあぶらな科野菜	0.03	海外					0.05		0.01		5	なつめやし	0.01	海外							0.01		5
ごぼう	0.03	海外					0.05		0.01		5	その他の果実	0.03	海外					0.05		0.01		5
サルシフィア	0.03	海外					0.05		0.01		5												
アーティチョーク	0.03	海外					0.05		0.01		5	ひまわりの種子	0.01	海外							0.01		5
チオリ	0.03	海外					0.05		0.01		5	ごまの種子	0.01	海外							0.01		5
エンダイブ	0.03	海外					0.05		0.01		5	べにばなの種子	0.01	海外							0.01		5
しゅんぎく	0.03	海外					0.05		0.01		5	綿実	0.02	Codex			0.02		0.02		0.01		2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.03	海外					0.05		0.01		5	なたね	0.01	海外							0.01		5
その他のきく科野菜	0.03	海外					0.05		0.01		5	その他のオイルシード	0.01	海外							0.01		5
たまねぎ	0.03	海外					0.05		0.01		5												
ねぎ(リーキを含む。)	0.03	海外					0.05		0.01		5	ぎんなん	0.01	海外							0.01		5
にんにく	0.03	海外					0.05		0.01		5	くり	0.01	海外							0.01		5
にら	0.01	海外							0.01		5	ペカン	0.01	海外							0.01		5
アスパラガス	0.03	海外					0.05		0.01		5	アーモンド	10	海外					25		0.01		5
わけぎ	0.03	海外					0.05		0.01		5	くるみ	0.01	海外							0.01		5
その他のゆり科野菜	0.03	海外					0.05		0.01		5	その他のナッツ類	0.01	海外							0.01		5
にんじん	0.1	海外					0.2		0.01		5	茶	0.02	海外							0.02		5
パースニップ	0.03	海外					0.05		0.01		5	カカオ豆											
パセリ	0.01	海外							0.01		5	ホップ	0.01	海外							0.01		5
セロリ	0.03	海外					0.05		0.01		5												
みつば	0.01	海外							0.01		5	その他のスパイス	0.03	独立									
その他のせり科野菜	0.03	海外					0.05		0.01		5	その他のハーブ	0.03	独立									
トマト	0.02	海外					0.02		0.01		5												
ピーマン	0.03	海外					0.05		0.01		5												
なす	0.03	海外					0.05		0.01		5												
その他のなす科野菜	0.03	海外					0.05		0.01		5												
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.03	海外					0.05		0.01		5												
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.03	海外					0.05		0.01		5												
しろりり	0.03	海外					0.05		0.01		5												
ずいか	0.03	海外					0.05		0.01		5												
メロン類果実	0.03	海外					0.05		0.01		5												
まくわうり	0.03	海外					0.05		0.01		5												
その他のうり科野菜	0.03	海外					0.05		0.01		5												
ほうれんそう	0.03	海外					0.05		0.01		5												
たけのこ	0.03	海外					0.05		0.01		5												
オクラ	0.03	海外					0.05		0.01		5												
しょうが																							
未成熟えんどう	0.03	海外					未成熟		0.01		5												
未成熟いんげん	0.03	海外					0.05		0.01		5												
えだまめ	0.02	Codex			0.02		0.05		0.01		2												
マッシュルーム	0.03	海外					0.05		0.01		5												
しいたけ	0.03	海外					0.05		0.01		5												
その他のきのこ類	0.03	海外					0.05		0.01		5												
その他の野菜	0.03	海外					0.05		0.01		5												

ヘプタクロル(HEPTACHLOR)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉	0.2	海外						0.2	0.2		5	大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）	0.02	Codex		0.02	2
豚の筋肉	0.2	海外						0.2	0.2		5						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.2	海外						0.2	0.2		5	大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）					
												0.5	Codex			0.5	2
牛の脂肪	0.2	Codex			0.2		0.2		0.2		2						
豚の脂肪	0.2	Codex			0.2		0.2		0.2		2						
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.2	Codex			0.2		0.2		0.2		2						
牛の肝臓	0.2	海外					0.2		0.2		5						
豚の肝臓	0.2	海外					0.2		0.2		5						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.2	海外					0.2		0.2		5						
牛の腎臓	0.2	海外					0.2		0.2		5						
豚の腎臓	0.2	海外					0.2		0.2		5						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.2	海外					0.2		0.2		5						
牛の食用部分	0.2	海外					0.2		0.2		5						
豚の食用部分	0.2	海外					0.2		0.2		5						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.2	海外					0.2		0.2		5						
乳	0.006	Codex			0.006			0.1	0.004		2						
鶏の筋肉	0.2	海外						0.2	0.2		5						
その他の家禽の筋肉	0.2	海外						0.2	0.2		5						
鶏の脂肪	0.2	Codex			0.2				0.2		2						
その他の家禽の脂肪	0.2	Codex			0.2				0.2		2						
鶏の肝臓	0.2	海外							0.2		5						
その他の家禽の肝臓	0.2	海外							0.2		5						
鶏の腎臓	0.2	海外							0.2		5						
その他の家禽の腎臓	0.2	海外							0.2		5						
鶏の食用部分	0.2	海外							0.2		5						
その他の家禽の食用部分	0.2	海外							0.2		5						
鶏の卵	0.05	Codex			0.05		0.05		0.02		2						
その他の家禽の卵	0.05	Codex			0.05		0.05		0.02		2						
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.05	海外					0.05				5						
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.05	海外					0.05				5						
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.05	海外					0.05				5						
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.05	海外					0.05				5						
魚介類（貝類に限る。）	0.05	海外					0.05				5						
魚介類（甲殻類に限る。）	0.05	海外					0.05				5						
その他の魚介類	0.05	海外					0.05				5						
ばちみつ	0.006	その他									6-5						

※留意事項※

※ヘプタクロルエポキシドを含む。

※表の見方他※

・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。

・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。

・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。

・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。

・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。

・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。

・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

©厚生労働省, 2005. All rights reserved.

アセトクロール

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・ 暫定基準	酸アミド系	植物の超長鎖脂肪酸の合成阻害作用により、雑草の主に幼芽部の伸長を抑制し殺草活性を示す	除草剤	米国資料 EU 資料

【審議の経緯】

第 12 回農薬専門調査会確認評価第二部会（2008 年 3 月 7 日）において、1 回目の審議が行われた。その結果、腫瘍の発生機序について、類似の構造の化合物であり、農薬専門調査会で評価中のブタクロールについての評価結果を踏まえて再度審議を行うこととされた。

【試験成績の概要】

1. ラットを用いた動物体内運命試験において、経口からの吸収率は 80%を超え、投与 5 日後で 92～96%が排泄された。主要排泄経路は尿中であると考えられた。
2. 畜産動物（ヤギ及びトリ）を用いた動物体内運命試験の結果、ヤギの乳汁、肝臓及び腎臓中にアセトクロールのシステイン抱合体である代謝物 44 が 15～18.6%TRR 認められた。
3. トウモロコシを用いた植物体内運命試験において、穀粒及び茎葉中に未変化のアセトクロールは認められず、多数の代謝物が検出されたが、いずれも 10%TRR 未満であった。後作物では、EMA、HEMA 及び HMEA 型代謝物が認められた。
4. 各種毒性試験結果から、アセトクロール投与による影響は主に肝臓（肝細胞萎縮、肝細胞壊死等）、甲状腺（C 細胞過形成等）、腎臓（腎尿細管好塩基性、慢性腎症）、精巣（精細管変性、多発性動脈炎等）中枢神経系に認められた。
5. 催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。
6. 発がん性試験において、ラットでは肝、甲状腺及び鼻腔、マウスでは肝、肺及び子宮に腫瘍の増加が認められたが、遺伝毒性試験及び各種メカニズム試験の結果から、これらの腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考えられなかった。

アセトクロール (ACETOCHLOR)

[illegible]

アセトクロール(ACETOCHLOR)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の筋肉																	
その他の陸棲哺乳類の筋肉																	
牛の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪																	
その他の陸棲哺乳類の脂肪																	
牛の肝臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の肝臓																	
その他の陸棲哺乳類の肝臓																	
牛の腎臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の腎臓																	
その他の陸棲哺乳類の腎臓																	
牛の食用部分												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の食用部分																	
その他の陸棲哺乳類の食用部分																	
乳												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の筋肉																	
その他の家禽の筋肉																	
鶏の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の家禽の脂肪																	
鶏の肝臓																	
その他の家禽の肝臓												ミネラルウォーター類に係る基準値					
鶏の腎臓																	
その他の家禽の腎臓																	
鶏の食用部分												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の家禽の食用部分																	
鶏の卵												ミネラルウォーター類に係る基準値					
その他の家禽の卵																	
魚介類(さけ目魚類に限る。)												ミネラルウォーター類に係る基準値					
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)												ミネラルウォーター類に係る基準値					
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類												ミネラルウォーター類に係る基準値					
はちみつ																	

※留意事項※

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

- ・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。
- ・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

フェノブカルブ

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
・魚介類 ・飼 料	カーバメート系	コリンエステラーゼ 阻害により殺虫効果 を示す	殺虫剤	農薬抄録

【試験成績の概要】

1. 魚介類に対する基準値設定が要請されている。
2. 飼料中残留基準値設定が要請されている。

【事務局における気づきの点】

1. 動物体内運命試験

ラットに単回経口投与後の全血中における T_{max} は 0.5 時間であった。吸収率は 88.7%以上と考えられた。腎、血液（血球）、肝臓及び腸管に高く分布した。

[sec- ^{14}C]フェノブカルブ投与による尿中における主要代謝物は[P]、[D]で親化合物は僅かであった。胆汁中における主要成分は[D]、[N]及び[T]で、その他尿及び胆汁中に[Q/W/U]、[B]及び[C]が認められたが、いずれも 10%TRR 以下であった。主要排泄経路は尿中で、胆汁へ排泄された代謝物の多くが再吸収され尿中へ排泄されることが考えられた。

2. 植物体内運命試験

水稻の玄米並びにきゅうり及びいちごの果実における主要成分は親化合物で、いちごの果実を除き 10%TRR を超える主要代謝物は[D]であった。

3. 毒性試験における主な影響は、体重（増加抑制）、肝臓（重量増加等）であった。
4. 急性神経毒性試験において、投与当日のみ FOB 検査で神経に対する影響が認められた。
5. *in vitro* チャイニーズハムスターDon 細胞を用いた染色体異常試験において、弱陽性であったが、*in vivo* 試験はすべて陰性であったことから、生体にとって問題となる遺伝毒性はないものと考えられた。
6. 発がん性、催奇形性及び繁殖能に対する影響は認められなかった。

フェノブカルブ (FENOBU CARB)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
農産物に係る基準値																								
米(玄米)	1	現行	1	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		みかん	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
												なつみかん												
												なつみかんの外果皮												
小麦	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		なつみかんの果実全体	7	現行	7.0	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
大麦	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		レモン	7	現行	7.0	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
ライ麦	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	7	現行	7.0	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
とうもろこし	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		グレープフルーツ	7	現行	7.0	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
そば	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		ライム	7	現行	7.0	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
その他の穀類	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		その他のかんきつ類果実	7	現行	7.0	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
大豆												りんご	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
小豆類												日本なし	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
えんどう												西洋なし	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
そら豆												マルメロ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
らっかせい												びわ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
その他の豆類												もも	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
												ネクタリン	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
ばれいしょ												あんず(アプリコットを含む。)	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
さといも類(やつがしらを含む。)												すもも(フルーンを含む。)	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
かんしょ												うめ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
やまいも(長いものをいう。)												おうとう(チェリーを含む。)	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
こんにゃくも																								
その他のいも類												いちご	2	現行	2.0	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
てんさい												ラズベリー	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
さとうきび	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		ブラックベリー	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
												ブルーベリー	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		クランベリー	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	5	現行	5.0	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		ハuckleベリー	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
かぶ類の根	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		その他のベリー類果実	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
かぶ類の葉	5	現行	5.0	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
西洋わさび	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		ぶどう	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
クレソン	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		かき	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
はくさい	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
はくさい	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		バナナ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
キャベツ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		キウイ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
芽キャベツ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		パイイヤ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
ケール	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		アボカド	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
ごまつな	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		パイナップル	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
きょうな	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		ゲダバ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
チンゲンサイ	0.3	独立	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		マンゴー	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
かりふらわ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		パッションフルーツ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
フロッコリー	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		なつめやし	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
その他のあぶらな科野菜	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
												その他の果実	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
ごぼう	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
サルシフィア	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		ひまわりの種子	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
アーティチョーク	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		ごまの種子	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
チヨリ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		べにばなの種子	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
エンダイブ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		綿実	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
しゅんぎく	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		なたね	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		その他のオイルシード	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
その他のきく科野菜	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
												ぎんなん	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
たまねぎ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		くり	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
ねぎ(りーきを含む。)	0.5	現行	0.5	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		ペカン	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
にんじん	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		アーモンド	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
にら	0.3	独立	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		くるみ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
アスパラガス	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		その他のナッツ類	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
わけぎ	0.5	現行	0.5	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
その他のゆり科野菜	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		茶	0.5	現行	0.5	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
												コーヒー豆												
にんじん	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		カカオ豆	0.02	その他		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	6-6	
パースニップ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		ホップ												
パセリ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
セロリ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		その他のスパイス	7	独立		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
みつば	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		その他のハーブ	0.3	独立		-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
その他のせり科野菜	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
トマト	1	現行	1.0	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
ピーマン	2	現行	2.0	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
なす	0.5	現行	0.5	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
その他のなす科野菜	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
きゅうり(ガーキンを含む。)	1.5	現行	1.5	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
しろりり	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
ずいか	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
メロン類果実	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
まくわり	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
その他のうり科野菜	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
ほうれんそう	1	現行	1.0	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
たけのこ	0.3	独立	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
オクラ	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
しょうが	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
未成熟えんどう	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
未成熟いんげん	0.3	現行	0.3	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----														
えだまめ	0.3	現行	0.3	-----	-----																			

フェノブカルブ (FENOBUCARB)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		残留基準値	参考基準国	残留基準	C o d e x	類 型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉	0.02	薬事		0.02							4						
豚の筋肉	0.02	薬事		0.02							4						
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.02	薬事		0.02							4						
牛の脂肪	0.02	薬事		0.02							4	ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪	0.02	薬事		0.02							4						
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.02	薬事		0.02							4						
牛の肝臓	0.02	薬事		0.02							4						
豚の肝臓	0.02	薬事		0.02							4						
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.02	薬事		0.02							4						
牛の腎臓	0.02	薬事		0.02							4						
豚の腎臓	0.02	薬事		0.02							4						
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.02	薬事		0.02							4						
牛の食用部分	0.02	薬事		0.02							4						
豚の食用部分	0.02	薬事		0.02							4						
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.02	薬事		0.02							4						
乳	0.02	薬事		0.02							4						
鶏の筋肉	0.02	薬事		0.02							4						
その他の家禽の筋肉																	
鶏の脂肪	0.02	薬事		0.02							4						
その他の家禽の脂肪																	
鶏の肝臓	0.02	薬事		0.02							4						
その他の家禽の肝臓																	
鶏の腎臓	0.02	薬事		0.02							4						
その他の家禽の腎臓																	
鶏の食用部分	0.02	薬事		0.02							4						
その他の家禽の食用部分																	
鶏の卵	0.02	薬事		0.02							4						
その他の家禽の卵																	
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類																	
はちみつ																	

※留意事項※

※茶の分析法は熱湯抽出法による。
別名 2-セカンダリーブチルフェニル-N-メチルカーバメート(2-SECONDARY-BUTYLPHENYL-N-METHYLCARBAMATE)
※類型6-6Iは提出された作物残留試験成績を考慮。

※茶の見方他※

・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。

・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。

・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。

・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。

・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。

・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。

・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

フルバリネート

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	評価資料
適用拡大 暫定基準	合成ピレスロイド	神経膜のナトリウムチャンネルの開放時間を延長、又はGABA受容体に γ -アミノ酪酸の拮抗剤として作用し神経伝達を抑制する。	殺虫剤 動物用医薬品	農薬抄録

【試験成績の概要】

1. 暫定基準値は、別添のとおり。基準参照国（機関）は日本及び豪州。
2. 小麦、とうもろこし、いんげんまめ等に対する適用拡大申請がなされている。
3. 本剤は動物用医薬品の用途があり、農薬専門調査会での審議終了後、動物用医薬品専門調査会へリレーされる。

【事務局における気づきの点】

1. ラットを動物体内運命試験において、 T_{max} はベンジル標識体で早く、尿中排泄率が高かった。単回投与における尿中排泄率は、サル>マウス>ラットであった。ラットでは、いずれの標識体でも尿中に親化合物は認められず、主要代謝物は[tri- ^{14}C]フルバリネート投与群で D、F、H 及び I の硫酸抱合体であり、[ben- ^{14}C]フルバリネート投与群では Q、S 及び S の硫酸抱合体であった。糞中の主要成分は親化合物であった。残留放射能は、肝臓、脂肪、腎臓、皮膚で高かった。
2. トマト、キャベツ、いんげんまめ等を用いた植物体内運命試験で、主要残留成分は親化合物であり、可食部において 10%TRR を超える代謝物は検出されなかった。
3. 毒性試験では、全ての動物種（特にラット及びマウス）で、フルバリネートの接触刺激により皮膚の掻痒感が誘発され、皮膚病変（脱毛、痂皮、皮膚剥離）が認められた。これについて、申請者は、ラットの代謝試験でフルバリネートの皮膚への分布が高かったことから、体内吸収後の影響も否定できないとしている。
4. 投与によって発生頻度の増加した腫瘍はなかった。
5. ラットの発生毒性試験では最高用量において腰肋骨の発生率増加、ウサギでは最高用量で形態異常の発生率が高かった（有意差なし）。これらの用量は、いずれの動物種でも母動物に毒性が見られる用量であった。
6. 繁殖への影響、神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。

フルバリネート (FLUVALINATE)

[illegible]

フルバリネート(FLUVALINATE)

	残留基準値	参考基準国	残留基準	登録保留基準	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		残留基準値	参考基準国	残留基準	Codex	類型
畜水産物に係る基準値												加工食品に係る基準値					
牛の筋肉												加工食品に係る基準値					
豚の筋肉																	
その他の陸棲哺乳類の筋肉																	
牛の脂肪												ミネラルウォーター類に係る基準値					
豚の脂肪																	
その他の陸棲哺乳類の脂肪																	
牛の肝臓																	
豚の肝臓																	
その他の陸棲哺乳類の肝臓																	
牛の腎臓																	
豚の腎臓																	
その他の陸棲哺乳類の腎臓																	
牛の食用部分																	
豚の食用部分																	
その他の陸棲哺乳類の食用部分																	
乳																	
鶏の筋肉																	
その他の家禽の筋肉																	
鶏の脂肪																	
その他の家禽の脂肪																	
鶏の肝臓																	
その他の家禽の肝臓																	
鶏の腎臓																	
その他の家禽の腎臓																	
鶏の食用部分																	
その他の家禽の食用部分																	
鶏の卵																	
その他の家禽の卵																	
魚介類(さけ目魚類に限る。)																	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)																	
魚介類(すずき目魚類に限る。)																	
魚介類(その他の魚類に限る。)																	
魚介類(貝類に限る。)																	
魚介類(甲殻類に限る。)																	
その他の魚介類																	
はちみつ	0.05	登録		0.05				0.01				3-1					

※留意事項※

※畜水産物における参考基準国の欄の「登録」は薬事法に基づく承認の際の定量又は検出限界を示す。

※茶の分析法は熱湯抽出法による。

※表の見方他※

- ・「残留基準値」の列(太字・黄色背景)にある数値が、現在「食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)」において告示されている基準値である。
- ・基準値が空欄の食品については、一律基準値0.01ppmが適用される。
- ・表中の農作物、畜水産物、加工食品の名称は、告示されているものと便宜的に異なる場合がある。
- ・個別の食品がどの分類に属するかの詳細については、別途お示しすることとしているが、該当がない食品(ワカメ等の海藻類や、ワニの肉、プロボリス等のその他食品)については、一律基準値が適用される。
- ・加工食品については、当該加工食品に基準値がある場合、また当該加工食品から派生した加工食品について判断する場合、加工食品の基準が優先して適用される。
- ・なお、加工食品のうち残留基準を設定しないものについては、原則として、残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工されたものであれば、流通を可能とすることとする。

・表中の残留基準値は、平成17年11月29日現在のものであり、今後随時改訂されることがあり得る。

・表中の登録保留基準値、国際基準値、海外基準値等は、原則として暫定基準等(最終案)公表時に当方が把握していたものであり、最新の情報とは異なる可能性がある。

c厚生労働省, 2005. All rights reserved.

メトコナゾール（第 3 版）

諮問理由	化学構造	作用機序	用途	追加資料
・再審議 ・適用拡大 ・インポートトレランス	トリアゾール系	エルゴステロール生合成阻害	殺菌剤	・追加資料要求に対する回答資料 ・メトコナゾールのラットを用いた免疫毒性試験 ・国内作物残留試験成績（小麦、大麦、その他麦類） ・海外作物残留試験成績（とうもろこし、なたね） ・メトコナゾールのウサギを用いた発生毒性試験（経皮投与）

【審議の経緯】

1. 第 55 回幹事会（2009 年 9 月 11 日）：5 項目の追加資料要求事項が出された。
2. 第 87 回幹事会（2012 年 10 月 26 日）：生殖発生毒性分野について生殖発生ワーキンググループを設置して審議することとされた。
3. 第 1 回農薬専門調査会生殖発生毒性の評価に関するワーキンググループ(2013 年 2 月 25 日)

【生殖発生毒性の評価に関するワーキンググループにおける審議の概要】

ウサギを用いた発生毒性試験が合計で 5 試験実施され、いずれの試験においても水頭症が発現した。

これら 5 試験の検討結果、及びトリアゾール化合物がレチノイン酸の動態に影響するとの報告を総合的に考慮して、食品安全委員会農薬専門調査会はウサギを用いた発生毒性試験における胎児に対する無毒性量は 2 mg/kg 体重/日であると判断した。